

令和7年2月3日

滋賀県議会議長 有村 國俊 様

議会改革検討委員会

委員長 加藤 誠 一

検討結果報告書の提出について

令和6年7月12日付け滋議第232号にて本委員会に諮問のあったことについて、議会改革検討委員会設置運営要綱第6条第2項に基づき、別添のとおり検討結果報告書を作成しましたので、提出します。

(別添)

はじめに

本委員会は、令和6年7月12日に第1回会議を開き、議長の諮問を受け、令和9年度以降のタブレット端末等の在り方および若者の議会への興味と関心を深めるための取組について検討を開始した。

タブレット端末等の在り方については端末の調達方式および形態、ファイル管理システムならびにグループウェア等について、若者の議会への興味と関心を深めるための取組については、執行部の取組や意見交換を行った大学生の意見を踏まえた上で取組内容について検討し、委員会としての結論を得たので、検討結果を報告する。

第1 令和9年度以降のタブレット端末等の在り方について

1 経過

ペーパーレス化の推進をはじめ、情報共有や議会審議の充実・深化のため、タブレット端末およびファイル管理システム（SideBooks）・グループウェア（サイボウズ）を令和3年11月からの試行を経て令和4年4月から導入した。また、昨年度の議会改革検討委員会においてペーパーレス化の効果検証およびタブレット端末の更なる活用について検討を行い一定の活用拡大を図った。また、現在のタブレット端末等は処分制限期間や議員任期を勘案し、令和9年4月末まで利用することとされたが、令和9年度以降の在り方については改めて検討することとされたため、本委員会で検討を行った。

2 検討結果

(1) 端末の調達方法

引き続き貸与方式とし、議員の任期単位で更新する。

昨年度の議会改革検討委員会でも出された意見も踏まえ、BYOD方式（個人が私物としているパソコン等を業務等に利用すること）についても検討を行ったが、同一の端末でなければ全体の統一感がなく事務局の対応が難しいのではないかな等の意見があり、引き続き貸与方式にするとの結論に達し

た。

(2) 端末形態等

- タブレット端末 (iPad Air)
- 約 11 インチ
- セルラーモデル

ペーパーレス化が本来の目的であるため、端末形態は現在と同様に資料の閲覧に長けたタブレット端末にするという結論に達した。ただし、現在の議員用のタブレット端末は iPad Pro を利用しているが、資料の閲覧に iPad Pro のスペックまでは必要ないのではないかという意見が多数を占め、現在の事務局用と同じ iPad Air とすることとなった。

サイズについては、画面を分割して資料を閲覧することを考えると現在の議員用と同じ大きいサイズの方がいいのではないかという意見があった一方で、県外行政調査等の際に持ち運ぶことを考えると現在の事務局用のタブレット端末と同じ約 11 インチの小さいサイズの方がいいのではないかという意見もあった。この点、持ち運びも見据えたサイズにした方がいいのではないかという意見が多数を占め、サイズは約 11 インチという結論に達した。

また、Wi-Fi 環境がない場所でもタブレット端末を利用できるようにするため、引き続きセルラーモデルにするという結論に達した。

(3) ファイル管理システム

公募型プロポーザル方式で選定する。

同期機能を備えたファイル管理システムにすべきではないかという意見があり、同期機能のデモを実施したが、便利という意見があった一方、ファイル構成や習熟度の高まりを踏まえ現在のファイル管理システムでもいいのではないかという意見もあった。

この点、同期機能を必須要件にすると対象となるシステムが限定されるため、ペーパーレス化を実施する上での最低限の機能を要件とすることで幅広く募集し、公募型プロポーザル方式でファイル構成や同期機能等を含め総合的に判断するという結論に達した。

(4) グループウェア

引き続きサイボウズを利用する。

サイボウズのスケジュール機能をより活用すべきではないかという意見があったが、スケジュールの管理方法は議員により様々で活用方法の拡大は難しいことから現在と同様の運用方法にするという結論に達した。

(5) その他

上記に記載の事項以外は現在の運用と同じ考え方とする。

(利用目的は公務・政務活動に限る、希望者はファイル管理システムを私有端末でも閲覧できる、議場にはキーボードを持ち込まない、費用負担等)

第2 若者の議会への興味と関心を深めるための取組について

1 経過

近年、投票率が低下傾向にあり、特に若年層の投票率は低くなっている。

そのような中、地方自治法が改正され、地方議会の役割が明確化されるなど地方議会が住民の代表機関としてますます重要なものとなっており、将来を担う若者にも議会に関心を持ってもらうことが重要であるという観点から検討を行った。

検討の過程においては、まず、現在の主権者教育としての取組状況を、本県の選挙管理委員会事務局、教育委員会事務局から聞き取りを行うとともに、議会をはじめとした社会に関心を持つ大学生と意見交換を行った上で、委員間で協議し、委員会としての考えを取りまとめた。

2 検討結果

(1) 総論

大学生との意見交換を通じて、特に、議会でどのようなことが議論されているのか分からず、あるいは議員が活動している姿を見る機会がないことが、議会や議員に興味・関心を持たず、ひいては投票行動につながらないことが確認された。

そのため、議員が直接、若者と触れ合う機会や意見を交わす機会を増やすことで、若者の議会への興味と関心を深めることが必要であるという認識で一致した。

また、具体的な取組を検討し実施するに当たっては、議員が主体的に取り組むということ、スピード感を持って取り組めることから取り組んでいくべきであるという考えも示された。

(2) 具体的な取組内容

① 学校等で実施するもの

学校等へ議員を派遣する仕組みを構築する。

議員が動いて、若者の声を聞くということ、授業など様々なことに何らかの形で議員が関与するとよい、という意見があった。

現在、議員が個別に地域の学校等で活動している事例はあるが、議会としての取組はない状況である。

実施に際しては、政治的中立性を確保すべく、内容や参加議員の選出方法等を決定する必要がある、教育委員会と連携して取り組むべきである、学校にとって取り組みやすいものとなるよう、対象の学校種別や内容、募集方法等を検討する必要がある、といった意見も出された。

そのため、派遣する議員の選定方法、手続き等の要領を定め、学校等に周知すること、実施内容は、具体例を示した上で学校等が選択できる形とすることとした。

そして中・長期的には、実施状況・内容等を見て、対象の拡大や改善すべき点がないか検討することとした。

② 議会等で実施するもの

既存の議場見学等の機会を活用する。

議会に関心を持つ学生との意見交換について、位置付けを整理した上で実施する。

議場見学や子ども県議会等、既に議会に来ている若者と交流等を行う機会を設けてはどうか、特定のテーマについて参加者を募り、議会主催のワ

ークショップを開催してはどうか、という意見があった。

また、本委員会で実施した大学生との意見交換について、大変有益であったことから、参加する議員を入れ替える形で継続的に実施してはどうかという意見があった。

いずれも、実施に当たっては、政治的中立性を確保し、参加議員の選出方法等を決めなければならないことは共通した課題である。

その上で、議場見学は、県庁見学の一環として年間を通じて実施されており、小学生の参加が多い状況である。その案内は、広報課職員が実施している。また、子ども県議会は子ども若者部主催の、子どもが県政等に対する意見や提言を積極的に表明できる機会づくりとしての年間を通じた取組として実施されている。

そこで、既存の議場見学の機会の活用については、議員または議会事務局職員が議場案内等を行うこととし、参加する議員の選定方法、説明内容等を定めることとした。

一方で、子ども県議会の機会の活用については、既存の取組目的、取組効果に対する影響も考慮する必要があることから、活用の方法等について、引き続き執行部と調整することとした。

また、議会が主体的に実施するものとしては、本委員会で実施した、議会に関心を持つ学生との意見交換について、その位置付けを整理した上で実施することとし、広く参加者を募るものについては、他の取組を実施した上で、その成果・課題等を踏まえて改めて実施の有無を含めて検討することとした。

③ 県民参画委員会の活用

県民参画委員会の機会を活用する。

現在、実施されている県民参画委員会の機会を活用して、若者と意見交換してはどうかという意見があった。

県民参画委員会は、常任委員会、特別委員会が、県内行政調査の一環として実施するもので、その対象は「地域の住民、団体、NPO、企業その他テーマに関し利害関係または識見を有する県民のうちから選定」するこ

ととされている。現状においても、テーマに応じて大学生、高校生等の若者を対象に実施している例はある。

そのため、毎年、年度当初に開催される正副委員長会議等の場で、テーマに応じて若者を対象にし得ることを確認するとともに、テーマが若者に関係するものについては、若者を対象に実施することを積極的に検討するよう呼び掛けることとした。

④ その他

議会傍聴や議会資料の活用を呼び掛ける。

各会派や各議員にも積極的な取組を呼び掛ける。

取組状況の分かりやすい公表等を行う。

これまで掲げたもののほかでも、できることから取り組んでいく観点から、様々な取組が提案された。

まず、議会における議論には、学校等における学習の機会に活用できる材料が多く含まれていると考えられることから、議会傍聴を学校等に積極的に呼び掛けるとともに、ホームページ等における議会資料の所在箇所を案内し、学習等への活用を呼び掛けることとした。

また、各会派や各議員による取組も重要であることから、若者を意識した発信を行うなど、様々な機会をとらえて若者に関心を持たれる取組を積極的に行うよう呼び掛けていくこととした。

さらに、議会に関心があり、議員インターンシップ等を希望する学生については、その取組を後押ししていくことがその学生の関心をより深め、ひいては周囲の学生にも影響を及ぼし得るものであることから、積極的な受入れを呼び掛けていくこととした。

そして、それぞれの取組において、議会がこうした取組を重視していることが広く伝わるよう、記録等を分かりやすく公開するとともに、参加者にそのアナウンスを行うこととした。

議会改革検討委員会 委員名簿

	氏 名	会 派
委員長	加 藤 誠 一	自由民主党滋賀県議会議員団
副委員長	河 井 昭 成	チームしが 県議団
委 員	重 田 剛	自由民主党滋賀県議会議員団
	本 田 秀 樹	自由民主党滋賀県議会議員団
	谷 口 典 隆	自由民主党滋賀県議会議員団
	野 田 武 宏	チームしが 県議団
	駒 井 千 代	さ ぎ な み 倶 楽 部
	河 村 浩 史	滋 賀 維 新 の 会
	清 水 ひ と み	公 明 党 滋 賀 県 議 団
	中 山 和 行	日本共産党滋賀県議会議員団

議会改革検討委員会の検討状況

会 議	開催日	議 題	
		令和9年度以降のタブレット端末等の在り方について	若者の議会への興味と関心を深めるための取組について
第1回	令和6年 7月12日（金）	・委員長および副委員長の互選 ・議長の諮問 ・委員会の運営について	
		・概要および検討事項について	・全国の動向等および検討事項について
第2回	8月28日（水）	・令和9年度以降の端末について	・執行部における主権者教育の取組について
第3回	9月18日（水）	・令和9年度以降の端末の調達方法について	—
第4回	10月11日（金）	・令和9年度以降の端末の活用方法について	・今後の取組に関する意見について
第5回	11月21日（木）	・同期機能のデモ（委員会協議会）	・大学生との意見交換
第6回	12月3日（火）	・令和9年度以降の端末の活用方法について	—
第7回	12月20日（金）	・令和9年度以降の端末等の在り方について	・取組事項について
第8回	令和7年 1月14日（火）	—	・取組事項について
		・検討結果報告書案について	